

## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一三―六一

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三一―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の四及び第七条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条の二中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

第七条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「年次休暇の」を削り、「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「その日数」を「当該日数」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条第二項中「（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日）」を削り、「一時間」の下に「又は三十分」を加え、同条第三項第一号中「この号」の下に「及び第三号」を加え、「一時間」を「三十分」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「一時間」を「三十分」に改め、同項に次の一号を加える。

三 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間が七時間四十五分未満とされている場合において、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が四十五分以内であつて当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないととき 当該勤務時間の時間数（三十分未満の端数を含む。）

第九条第五項中「第三項第一号」を「三十分並びに第三項第一号及び第三号」に改める。

第十一条第一項第二号ロ中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第六号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項第七号中「六月から九月まで」

を「五月から十月まで」に改める。

第十八条及び第十九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の三第五項中「六月から九月まで」を「五月から十月まで」に、「六月一日から九月三十日まで」を「五月一日から十月三十一日まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。

以下この項及び次項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。）後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第七条の二の規定を適用する。

3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）は、新規則第一条の四第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第七条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員で地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第一条の四、第七条、第七条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九条、第十一条、第十八条及び第十九条の規定を適用する。